

NPO法人 世界遺産アカデミー 主任研究員 宮澤 光 氏 「無形文化遺産条約で食文化を守ることはできるのか」

ユネスコは設立以来、文化を守るための様々な活動を行ってきました。中でも大きなものが、有形の文化財を守る世界遺産条約と、無形の文化を守る無形文化遺産条約、そして有形の動産をアーカイブして保護・継承することを目指す文化財保護プロジェクトの「世界の記憶」です。中でも文字通り形のない無形文化遺産は、社会体制や価値観、環境の変化などの影響をもっとも受けやすいものであり、これまでも多くの伝統芸能や共同体の慣習、祭礼、自然に対する知識などが失われてしまいました。ユネスコが2003年に採択し2006年に発効した「無形文化財の保護に関する条約(無形文化遺産条約)」は、そうした状況を少しでも食い止めることを目指したものです。2019年3月時点で、178カ国が参加しており、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」には、日本の21件を含む429件が登録されています。今回のView Pointでは、そうした無形文化遺産の中でも、より一般の私たちにとって身近な「食文化」について、無形文化遺産条約で守ることができるものなのか、世界遺産アカデミー主任研究員の宮澤光(みやざわ・ひかる)が論じます。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響でインタビューが叶わなかったため、特別寄稿エッセイを掲載いたします。

文化の 多様性を守る ユネスコの活動

世界がひとつの価値観の中に飲み込まれていくことに反発する動きや、世界の多様性をなんとか守ろうとする動きの中に、ユネスコの活動があります。ユネスコ設立の理念には、文化の多様性を守り相互理解を進めることが平和な世界を築くと掲げられており、世界遺産条約や無形文化遺産条約もその理念の下に位置づけることが出来ます。また、2001年の第31回ユネスコ総会では「文化の多様性に関するユネスコ世界宣言」が採択され、2005年にはフランスとカナダ

が中心となって「文化の多様性条約」が採択されました。そして国連が進めるSDGs(持続可能な開発目標)の基本概念のひとつが文化の多様性です。これは文化の多様性の擁護が、現在の世界において最も重要な課題のひとつであることを示しています。

1972年に採択された「世界遺産条約(世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約)」と2003年に採択された「無形文化遺産条約(無形文化遺産の保護に関する条約)」は、世界中の文化や歴史、自然環境などを保護し次の世代に受け継いでいくことを目的に制度が整えられ運用されてき



コルディリエラ山脈の棚田

ています。

この2つの条約は、保護する対象として重なり合うところもありながら、基本的には異なる対象を保護することで補完しあっています。不動産を扱う世界遺産条約は、自然環境や建

造物、記念物などを保護する条約であり、その不動産のある場所で行われている宗教儀礼や伝統芸能、文化表現などは無形文化遺産条約が保護しています。それならば、食文化はどちらの条約で守られてい



富士山と茶畑

るのでしょうか。これがなかなか分けるのが難しいのです。

例えば、食文化の基本となる食材の場合、作物が作られる棚田や農園などは文化的景観として世界遺産条約で守られています。現在も使用され

ている場所であれば当然、棚田に稲などの作物がなければ「田」としての文化的価値は認められにくいし、ブドウ農園にブドウの木がない場合も同じように言えるので、農作物などは世界遺産を構成する一部

として考えられていることがわかります。農夫達が作業を行う作業小屋や生活を送る家屋、収穫を積み出す港や道なども不動産として世界遺産の保護対象です。一方で、不動産ではない農夫はもちろん世界遺産には含まれません。棚田や農園の持ち主が別の人に代わったとしても、棚田や農園の景観が維持されれば問題ないから